

自殺対策強化月間

毎年、自殺者数の多い3月を、悩みや問題を抱えた方が支援を求めやすい環境を整備するための「自殺対策強化月間」と定めています。市では、同月間に合わせて、市役所1階エレベーター前で「自殺対策普及啓発コーナー」を開設します。自殺を予防するには、自殺を考えている方の「心のサイン」に気付き、担当や専門機関へつなぐことが重要です。ご理解とご協力をお願いします。

担当 障がい福祉課 ☎046(252)7132 ㊟046(252)7043

春の全国火災予防運動

統一標語『その火事を防ぐあなたに金メダル』

市では、3月1日から7日まで、春の全国火災予防運動を実施します。さらに、この期間中は、全国山火事防止運動、車両火災予防運動も併せて実施されます。

市消防本部のまとめでは、令和2年中、市内で34件の火災が発生しました。

市民の皆さんもこの機会に消火器や住宅用火災警報器の設置や点検状況、取り扱いなどを確認し、火災予防を怠らないようにしましょう。

住宅用火災警報器の掃除、点検はしていますか？

住宅用火災警報器の設置義務化から10年が経過しました。電池切れなどの点検や機器の清掃をしましょう。住宅用火災警報器は住宅火災を早期に発見して逃げ遅れによる死者を減らすためにとても重要なものです。皆さんの命と大切な財産を守るため、適切な手入れを心掛けましょう。

担当 予防課 ☎046(256)2187 ㊟046(256)3225

市民朝市

- と き 3月14日・28日いずれも日曜日午前7時～売り切れ次第終了
- ところ 市役所ふれあい広場（雨天時は市役所1階アトリウム）
- 販売品 地場産野菜、農産物、加工品、肉、花き、市特産品など
- 持ち物 マイバッグ（買い物袋は有料です）

「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態宣言が発令された場合は中止します。

担当 農政課 ☎046(252)7601 ㊟046(255)3550

3月に納めていただくのは

▽国民健康保険税（第10期）▽介護保険料（第10期）▽後期高齢者医療保険料（第9期）
※市指定の金融機関など、市役所、各出張所、ペイジー、コンビニエンスストア、LINE Payで納めてください。その他使用料などのご納付もお忘れなく（新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、金融機関窓口などでの納付を避け、ペイジーやLINE Payをご利用ください）。
※口座振替をご利用の方は、残高不足にご注意ください。
※納期限を過ぎると、督促状を発送します。また、延滞金を納めていただく場合があります。
※毎月第2・第4土曜日午前8時30分～正午に、市役所で市税、国民健康保険税の納付窓口を開設しています。詳しくは収納課 ☎046(252)8021 ㊟046(255)3550へ（国民健康保険税については国保年金課☎046(252)7003 ㊟046(252)7043へ）。

サニースペース座間の利用方法

サニースペース座間では、会議室などの貸し出しを行っています（事前申込制）。

○**利用方法** サニースペース座間2階市社会福祉協議会で配布する利用申込書（市ホームページからダウンロード可）に必要事項を明記し、使用料を添えて直接同協議会へ（3カ月前から申込可）

○**使用料** 1時間当たり210～1,260円（前納された使用料は原則還付不可）

◆登録団体の使用料免除

令和3年度に、主に社会福祉活動を行う登録団体は、利用内容により使用料が免除となる場合があります（会議などでの利用は免除不可）。団体登録の有効期間は、4月1日～翌年3月31日となり、毎年度登録が必要です。利用申請を行う14日前をめどに登録してください。

○**登録方法** サニースペース座間2階市社会福祉協議会で配布する申請書（市ホームページからダウンロード可）に必要事項を明記し、団体会則、構成員名簿、活動報告、収支報告書を添えて直接同協議会へ

○**問い合わせ先** 市社会福祉協議会 ☎046(266)1294 ㊟046(266)2009（祝・休日、年末年始を除く平日午前9時～午後5時受け付け）

担当 福祉長寿課 ☎046(252)8247 ㊟046(255)3550

3月の相談日(祝・休日を除く)※相談はいずれも無料です。

区 分	と き		と ころ
消 費 生 活 (訪問販売・多重債務など)	毎週月曜～金曜日午前9時30分～正午、 午後1時～4時		☎046(252)8490 (電話相談可)
弁 護 士	9日夜 10日 16日夜 17日 23日夜 24日	毎月第2・第3・第4火曜日午後6時～8時30分 毎月第2・第3・第4水曜日午後1時30分～4時30分	予約制（電話可） 市役所1階相談室 ※1日午前8時30分から今月分を受け付け、いずれも定員になり次第、締め切ります。なお、弁護士相談は1年度一人1回のみ（25分以内）、分譲マンション相談は1時間以内、その他の相談は一人1回につき30分以内とさせていただきます。相談される要点をよく整理してお越しください。
行 政 書 士 (国に対する要望)	18日	毎月第3木曜日午前9時30分～11時30分 (17日まで受け付け)	
行 政 書 士 (遺言書等作成)	11日	毎月第2木曜日午後1時30分～4時30分	
交 通 事 故	16日	毎月第3火曜日午後1時30分～4時	
司 法 書 士 (登記・少額訴訟)	19日	4・6・12月を除く第3金曜日午後1時30分～4時30分（電話のみ）	
不 動 産 (取引・契約)	25日	毎月第4木曜日午後1時30分～4時30分	
分譲マンション (近隣・管理組合)	12日	毎月第2金曜日午後1時30分～4時30分 (11日まで受け付け)	
税 理 士	26日	1・2月を除く第4金曜日午後1時30分～4時30分	
市 民 一 般	毎週月曜～金曜日午前8時30分～正午、 午後1時～5時15分		
	担当 広聴人権課 ☎046(252)8218 ㊟046(252)0220		
女 性 相 談 (DVなど)	毎週月曜～金曜日午前9時～正午、 午後1時～5時15分		市役所1階広聴人権課
	担当 広聴人権課 ☎046(252)8483 ㊟046(252)0220		
駐留軍離職者	18日	毎月第3木曜日午前10時～午後3時	ふれあい会館2階会議室
	担当 商工観光課 ☎046(252)7604 ㊟046(255)3550		
認 知 症	毎週月曜日午前9時～正午、午後1時～5時(電話のみ)		
	担当 介護保険課 ☎046(252)7084 ㊟046(252)8238		
社 会 福 祉 士 (成年後見制度)	18日	奇数月第3木曜日午後1時30分～4時30分 (予約制（電話可）。15日まで受け付け)	市役所4階 4-2会議室
	担当 福祉長寿課 ☎046(252)7127 ㊟046(255)3550		
障 が い 者 就 労 支 援	毎週月曜・火曜・木曜日午前10時～正午、午後1時～3時（予約制（電話可）） ぼむ出張相談毎月第3木曜日午前9時、10時30分（各一人で予約制（電話可））		市役所1階 障がい福祉課
	担当 障がい福祉課 ☎046(252)7132 ㊟046(252)7043		
自 立 サ ポ ー ト 相 談	毎週月曜～金曜日午前9時～午後4時		市役所1階生活支援課
	担当 生活支援課 ☎046(252)8566 ㊟046(252)7043		
児 童	毎週月曜～金曜日午前8時30分～正午、 午後1時～5時15分（電話可）		市役所2階子ども政策課
	担当 子ども政策課 ☎046(252)8026 ㊟046(255)5080		
ひとり親家庭	毎週月曜～金曜日午前10時15分～11時30分、 午後1時～4時45分（予約制（電話可））		市役所2階子ども育成課
	担当 子ども育成課 ☎046(252)7201 ㊟046(255)5080		
青 少 年	毎週月曜～金曜日午前9時～午後4時		青少年センター1階 青少年相談室
	担当 青少年相談室 ☎046(256)0907 ㊟046(259)2163		
教 育	毎週月曜～金曜日午前10時～午後4時		市役所5階教育研究所
子どもいじめ ホットライン	毎週月曜～金曜日午前8時30分～午後6時(電話のみ)		
	担当 教育研究所 ☎046(259)2164 ㊟046(252)4311		
就 学 (障がい児対象)	毎週月曜～金曜日午前9時～正午、 午後1時～4時（予約制（電話可））		市役所5階教育指導課
	担当 教育指導課 ☎046(252)8732 ㊟046(252)4311		